

## 尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代の社会を担う子ども（概ね18歳までの者をいう。）・若者（思春期（概ね中学生から概ね18歳まで）、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者）を応援するために尼崎市子ども・若者応援基金（以下「基金」という。）を活用して市長が交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 基金を活用し補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）は、市内で行う活動で次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。なお、基金を活用する事業で、本要綱とは別に定めがあるものについては、本要綱によらず別に定めるところによる。

- (1) 若者自らが企画し、若者主体で取り組む公益的な活動
- (2) 子ども・若者育成支援に取り組む団体の活動
- (3) 子ども・若者に係る今日的課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動

2 基金による補助は、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。なお、補助対象者（団体においては、代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場にある者）が市と利益相反関係にある場合を除く。

- (1) 前項第1号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる項目の全てを満たす個人
  - ア 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する若者
  - イ 既に活動中又は申請年度内に活動を開始することが確定した若者
- (2) 前項第1号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる項目の全てを満たす団体
  - ア 市内に活動拠点を有し、2人以上で構成されること。
  - イ 構成員の概ね8割以上が若者であること。
  - ウ 構成員の過半数が本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する若者であること。
  - エ 代表者及び役員が過半数が若者であること。
  - オ 既に活動中又は申請年度内に活動を開始することが確定していること。
  - カ 会則等を有し、代表者、その他組織の基本的事項が明確に定められていること。

(3) 前項第2号及び第3号に規定する活動を行うもののうち、次に掲げる項目の全てを満たす団体

- ア 市内に活動拠点を有し、3人以上で構成されること。
- イ 既に活動中又は申請年度内に活動を開始することが確定していること。
- ウ 会則等を有し、代表者、その他組織の基本的事項が明確に定められていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- (3) 個人の学問又は学問的研究を目的とする活動
- (4) 学校等の授業、部活動又はクラブ活動として実施する活動
- (5) 公序良俗に反する活動
- (6) 法令、条例等に違反する活動
- (7) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動
- (8) 国、県、市などの公的機関から他制度による補助金又は委託を受けている活動
- (9) 事業の主たる効果が市外で生じる活動
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体が行う活動
- (11) その他市長が不適切と認める活動

4 本条第2項第1号に定める個人で18歳に満たない者並びに本条第2項第2号及び第3号に定める団体でその構成員のすべてが18歳に満たない者で構成される団体は、補助事業にかかる

経理を補助する18歳以上の者を別に置かなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に規定する活動に必要な経費のうち別表第1に掲げる経費とする。なお、補助対象経費は、補助事業の対象期間内に費用が発生し、当該期間内に支払いが完了するものに限る。

(補助額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。なお、第2条第1項第3号に掲げる活動を行う団体に対する補助期間は通算して3年を限度とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる活動を行う若者又は団体に対する補助金 単年度上限10万円（補助割合は補助対象経費の10割）
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる活動を行う団体（ただし次号の団体を除く）に対する補助金 単年度上限10万円（補助割合は補助対象経費の10割）
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる活動を行う団体に対する補助金 単年度上限50万円（補助割合は補助対象経費の10割）

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金交付額の総額は、毎年度の予算で定める額を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 団体によっては会則並びに会員名簿及び役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、第4条第1項各号ごとに1申請者あたり1事業を限度とする。（この場合、団体の構成員の2分の1以上が同じ場合は、同一の団体とみなす。）なお、同一の申請者が内容の異なる事業を第4条第1項に定める複数の補助区分に同時に申請することをさまたげない。

3 第2条第2項の規定に関わらず、同一の団体が、その構成員を分散し、それぞれが同一の活動目的をもって第4条第1項各号の補助金に申請することはできない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業内容の審査を所掌する付属機関の審査を経て、補助金の交付の可否を決定しなければならない。ただし、同一の補助事業に係る補助金の交付の決定は、同一の会計年度においては1回限りとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 市長は、前条の交付の決定をしたときは、補助金を交付する団体又は個人（以下、「補助団体等」という。）に尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付請求書（様式第4号）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査の上で当該請求に係る補助金を支払うものとする。

3 前項の規定による補助金の支払いは、概算払によるものとする。

(補助事業の変更の承認)

第8条 市長は、交付決定団体等が活動の実施に当たって、内容の変更、予算の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときには、あらかじめ尼崎市子ども・若者応援基金活用事業計画変更申請書（様式第2号の2）を提出させ、承認を受けさせなければならない。ただし、内容や予算の変更のうち、軽微なものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは取下げを承認したときは、尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付取消・変更通知書（様式第2号の3）により、申請した団体等に通知するものとする。

（実績及び精算の報告）

第9条 市長は、当該年度の補助事業が完了したときは、補助団体等に尼崎市子ども・若者応援基金活用事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）と事業収支決算書（様式第5号の2）その他市長が必要と認める書類を添えて当該年度における補助事業の完了の日又は当該会計年度終了の日の翌日から起算して10日以内に提出させなければならない。

2 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、諸条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助団体等に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による精算の結果、補助金に残金が生じたときは、補助団体等に当該残金を市長が指定する期限までに返納させるものとする。

（是正のための措置）

第10条 市長は、前条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助団体等に対して命ずるものとする。

2 市長は、前項の命令により補助団体等が必要な処置をした場合は、当該補助団体等に、その結果を実績報告書により報告させなければならない。

（交付決定の取消）

第11条 市長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第9条の実績報告書による補助事業の成果が、著しく第5条の交付申請の内容を下回るとき。

(4) 補助金の交付決定後、補助事業が第2条第3項各号に掲げる活動に該当すると認められるとき。

(5) 補助対象者（団体にあつては、代表者の他、その構成員を含む。）が補助事業の中で暴力、暴言、ハラスメントなど不適切な行為があったと認められるとき。

(6) 前5号のほか、補助金の交付決定内容、これに付けた条件、命令又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を、当該補助団体等に尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係わる部分について、既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助団体等に命じるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

科 目	内容例
謝礼金	・ 講師謝礼
交通費	・ 事業の実施に係る交通費
消耗品	・ 事業の実施に係る事務用品等
印刷費	・ チラシ、ポスター、冊子などの印刷費
通信運搬費	・ チラシや連絡文書等の資料を送る際の送料 ・ 会場へ物資を運ぶ際の運送料
保険料	・ ボランティア保険料
委託料	・ 事業の一部を専門業者に委託する際の費用
使用料	・ 会場使用料 ・ 器材レンタル料
備 品（補助金の 2割以内）	・ 事業の実施に使用する備品の購入費、修繕費